

○岩内・寿都地方消防組合特定事業主行動計画

令和3年4月1日計画
岩内・寿都地方消防組合管理者
岩内・寿都地方消防組合消防本部消防長

岩内・寿都地方消防組合特定事業主行動計画

岩内・寿都地方消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(平成28年4月1日)の全部を改正する。

岩内・寿都地方消防組合特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代支援法」という。)第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第19条に基づき、岩内・寿都地方消防組合管理者及び岩内・寿都地方消防組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、消防長、消防本部管理職員、消防署長、副署長及び各支署長による署長等会議において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 数値目標

次世代支援法及び女性活躍推進法における事業主行動計画策定指針に基づく、職員の職業生活に関する状況把握及び課題分析の結果、職員が職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備を進めるとともに、女性職員が活躍できるよう支援するため、次のとおり目標を設定する。

令和7年度までに

(1) 配偶者出産休暇又は育児に係る特別休暇取得者実績を1名以上とする

(2) 女性職員の採用を1名以上とする。

4 目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向け、本計画の期間中継続的に次に掲げる取組を実施する。

(1) 配偶者の出産を控えている男性職員をはじめ、全職員に対し、当該休暇制度の積極的な活用と支援体制に関する周知活動を実施する。

(2) 働きやすい施設・環境整備をはじめ、職員相互の意識向上を図るための研修等を実施し、ハード・ソフト両面で女性が活躍できる職場体制の整備を推進する。

そのうえで、職員採用試験における女性受験者向けに積極的に広報活動を実施する。